

指定給水装置工事事業者 各位

八戸圏域水道企業団
給水装置課長

給水装置工事における注意事項

給水装置工事における違反行為等につきまして、毎年注意喚起をしておりますが、本年度におきましても、指定の停止処分や文書警告・嚴重注意等の事案が多数発生しております。

また、令和元年度の研修会でもお伝えしております、『変更の協議がされていない』『工期延長がされていない』『検査提出書類の修正が遅れている』等についても、依然として指摘を受ける事業者が多数見受けられます。今後もこのようなことが続くようであれば、さらに厳しく対処せざるを得ません。令和元年度研修資料から注意事項を抜粋し再掲載のうえ、改めて注意喚起いたします。

指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、このような事案を発生させないよう、社内での工事管理体制の整備や情報共有に努めてください。主任技術者の皆様におかれましては、施工指針並びに関係規程・要綱を十分に確認し、円滑に工事を行いますよう、改めてお願いいたします。

※企業団では、完成検査申込みの前に使用させたものについて、料金オンラインの情報等により、いつ頃引渡され、無届けのままいつから使用されているかを調査することができます。これは『完成検査前給水』並びに『無断通水』の違反になります。絶対にごまかすことは出来ませんので、このような事態が発生する前に必ず相談に来てください。

※企業団では、無届けでの工事施工が疑われるもの等については、いつだれが給水台帳等を調査したのか確認しています。(管工事協会で図面照会を行ったものは、日付・会社名・担当者名まですべて記録しています。)絶対に無届けでの工事を行わないようにして下さい。

(参考) 違反対象前に F A X で指摘した件数

| 指摘事項 | 違反内容 | |
|----------------|----------------------------|----|
| メーター出庫後検査申込の遅れ | 給水装置工事完成後、完成検査を受けずに給水した場合 | 47 |
| 完成予定日超過 | 工期の管理を適正に行わない場合 | 32 |
| 加入金未納 | 承認申請はしたが、企業団の承認を得る前に着手した場合 | 1 |
| 事前着工後の工事申請の遅れ | 承認申請せずに給水装置工事に着手した者 | 7 |
| 合計 | | 87 |

令和4年2月15日付け

指摘事業者数 28者/188者

最多回数 11回/1者

申請工事での注意事項

工事承認後の変更協議について

工期延長について

メーター出庫から検査申込みについて

検査後の完成図の修正について

今年度におきましても、違反行為による指定停止・取消し処分や口頭による嚴重注意を受けた事業者が多数ありますので、再度注意喚起を行います。

主任技術者の皆様におかれましては、施工指針並びに関係規程・要綱を十分に確認し、円滑に工事を行いますよう、改めて指導いたします。

近年増えている指摘事項と該当する違反内容

工事承認後の変更協議について

承認後に協議のないまま、給水管の経路の変更や栓数の増減、特殊器具の変更等を行い、完成検査時に発覚し、事情聴取を受けるケース。

これは、「承認申請はしたが、企業団の承認を得る前に着手した場合」の違反に該当します。

承認された図面と異なるものについては、すべて窓口での協議が必要です。企業団で承認しているのは、当初の申請図に基いて施工するもののみです。協議なしに施工したものは、未承認での施工となります。特に、水理計算やメーター口径選定について事前協議しているものは、事前協議の内容と違うため、計算のやり直しが必要になります。

工期延長について

工事申請時の完成予定日を過ぎても、工期延長をしないまま放置し、状況を確認され、工期延長するよう指導を受けるケース。

これは、「工期の管理を適正に行わない場合」の違反に該当します。

予定工期に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならないことになっています。工期の管理を適正に行い工事を円滑に進めることも主任技術者の職務です。

メーター出庫から完成検査申込み予定日が守られていないメーター出庫してから、完成検査申込み予定日を過ぎても、完成検査を申込まず放置し、状況を確認され指導を受けるケース。

これは、「給水装置工事完成後、完成検査を受けずに給水した場合」の違反に該当する恐れがあります。

メーターを設置してから、完成検査を申込むまでは、事前開栓も受付できません。完成検査申込み前に通水が確認された場合は検査前給水となります。また、場合によって工期の管理が適正に行われていない場合にも該当します。

完成検査後、完成図等の修正が必要な書類を速やかに提出しないことについて

完成検査後、完成図等の修正を指摘されたのにも関わらず、そのまま放置し早く修正し提出するよう催促されるケース。

これは、「給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしなかったとき」の違反に該当します。

完成検査終了後は、図面の登録をおこない、マッピングシステムの修正をし、申請者に工事完了のお知らせを送付します。申請者に工事完了のお知らせが届いて、はじめて受注した工事が完了となることを、しっかりと自覚してください。

3. 給水装置工事の設計変更

1. 申込みをした給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、あらかじめ企業長の承認を受けなければならない。

(1) 次の場合は、設計変更の対象とする。

① メーター口径を変更する場合（水道加入金に変更が生じる場合）

(2) 設計変更対象外で、企業長と協議を必要とするもの。

① 道路占用及び利害関係人等で変更がある場合

② 被分岐管に変更がある場合

③ お客様番号が追加になった場合（水道加入金に変更がないものに限る）

④ 分岐位置、及び配管ルートが著しく変更になる場合

⑤ 給水管の延長及び器具等の位置に変更があった場合

⑥ 水栓数に増減があった場合（水道加入金に変更がないものに限る）

5. 給水装置工事の工期延長

（条例第9条第2項）

1. 予定工期に変更が生じた場合は、速やかに企業長へ報告しなければならない。

給水装置工事に関する要綱より抜粋

(工事検査の申込み)

第 8 条 工事検査の申込みは、原則として工事検査予定日の2日前までに受け付けるものとし、受付にあたっては、次の事項を確認しなければならない。

(1) 完成図のほか工事写真、給水装置工事検査記録表、給水装置工事使用材料調書、給水装置工事自社検査報告書、完成図書送付用封筒、申請場所及びメーター位置(メーターを設置しない工事に関しては止水栓又は仕切弁の位置)が明記された住宅地図、その他必要に応じた書類が添付されていること。

(2) 完成図と企業長が承認した設計審査に要する図面に相違がないこと。


2 前項各号の完成図面は、前条の設計審査に要する図面にオフセット図を加えたものとする。

違反行為処分要綱より抜粋

| 違反項目 | 違反内容 | 違反点数(点) |
|-------------------------------|------------------------------------|---------|
| 指定要綱違反 | 6.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 | |
| | ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 | 200 |
| | ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 | 200 |
| | ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 | 100 |
| | ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 | 200 |
| | ⑤その他の違反行為 (ただし、以下ア～エの場合を除く。) | 200 以下 |
| | ア. 承認申請せずに給水装置工事に着手した者。 | 200 |
| | イ. 承認申請はしたが、企業団の承認を得る前に着手した場合。 | 100 |
| ウ. 工期の管理を適正に行わない場合。 | 50 | |
| エ. 給水装置工事完成後、完成検査を受けずに給水した場合。 | 100 | |

違反行為処分要綱より抜粋

| | | |
|----------------|--|-------|
| | に従事する他の者を実施に監督させないとき。.. | |
| | 2.企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。.. | 200.. |
| | 3.研修の機会を確保しなかったとき。.. | 50.. |
| | 4.水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない工事を施行したとき。(令第6条:給水装置の構造及び材質の基準).. | 200.. |
| | 5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。.. | 100.. |
| | 6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録をさせなかったとき。又は当該記録をその作成の日から3年間保管しなかったとき。.. | 100.. |
| 工事施行に関する義務違反.. | 1.給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。.. | 100.. |
| | 2.給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしなかったとき。.. | 100.. |
| | 3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれ大きいとき。.. | 200.. |



事業者並びに主任技術者の皆様におかれましては、受注した工事全てに責任を持ち、職務を全うして頂きますよう、重ねて申し上げます。

企業団では、検針員からの情報等で工事の申請がされているかの確認や、工事の進捗状況のチェックを行っておりますので、不正な行為が行われれば必ず分かります。発覚すれば違反行為の処分をしなければなりません。もし工事等で困ったことや、不明なことがある場合は、勝手な判断で進めず、窓口で相談して下さい。